

令和 8 年 2 月 17 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の周知及び活用について（依頼）

このことについて、別添のとおりスポーツ庁次長から周知及び活用について依頼がありました。

ついては、運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドラインの周知と、積極的な活用をお願いします。

【運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン及びチェックリスト】

スポーツ庁HP：スポーツの事故防止について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

連絡先

学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※ 本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0（安全指導総括）」

令和 8 年 2 月 17 日

(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の周知及び活用について（依頼）

このことについて、別添のとおりスポーツ庁次長から周知及び活用について依頼がありました。

つきましては、貴管下の各学校長に対し、運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドラインを周知していただき、積極的に活用していただきますようお願いいたします。

【運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン及び
チェックリスト】

スポーツ庁HP：スポーツの事故防止について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1372002.htm

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5314

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」（５種類）を策定しました。運動・スポーツ事故の防止のため、域内の学校・団体・施設等の関係各所へ周知をお願いいたします。

7ス庁第2001号

令和8年1月28日

各都道府県地方創生担当課・各市区町村地方創生担当課

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国公立大学法人担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中

各地方公共団体の学校設置会社担当課

各文部科学大臣所轄学校法人担当課

各国公私立高等専門学校担当課

各都道府県教育委員会専修学校主管課

各都道府県専修学校主管課

専修学校を置く各国立大学法人担当課

厚生労働省医政局医療経営支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

スポーツ庁次長

浅 野 敦 行

「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の
周知及び活用について（依頼）

日頃より、運動・スポーツの振興及び安全対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
すべての人がスポーツに親しみ、スポーツの価値を享受するためには、安心して運動・スポーツができる環境を確保することが必要不可欠であり、関係者の皆様が様々な取組を進めていただいておりますが、依然として多くの事故が発生している状況にあります。

また、令和7年9月に施行された改正スポーツ基本法においては、スポーツ事故等の軽減に資するため「スポーツの実施のための環境の整備」が新たに位置付けられました。

こうした背景を踏まえ、スポーツ庁においては、スポーツ関係団体や有識者による検討会を開催し、その提言を踏まえて「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」（以下、「本ガイドライン」という。）を策定しました。

本ガイドラインは、運動・スポーツに関わる方々が、科学的知見に基づき、常に必要な知見を更新して、自身が行なっている安全対策の評価・改善を図っていくことを支援する目的で作成しており、関係者がそのまま活用していただけるよう、実施者向け、指導者向け、大会等主催者向け、運動・スポーツ活動の運営者向け、運動・スポーツ関連施設設置・管理運営者向けの5種類に分けてまとめています。

つきましては、本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、貴域内の運動・スポーツ施設、スポーツ団体、大会・イベント主催者等の現場関係者に対して広く周知いただくとともに、地域住民や指導者等に対する積極的な活用・実践の働きかけをお願いいたします。

なお、現場において使いやすいよう、本ガイドラインの要点を簡潔に整理した「チェックリスト」を併せて作成いたしました。本チェックリストは、指導者や運営者が現場で日常的に安全管理の状況を確認し、改善に繋げるための実務的なツールとして位置付けております。

現場の関係者が本ガイドラインをより身近に、かつ効果的に活用できるよう、ガイドライン本編と併せて本チェックリストの周知・配布（施設への掲示や広報誌等での紹介を含む）についても、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）】**1. 本ガイドラインの対象とする運動・スポーツ**

- 特定の属性、スポーツ等に限定せず、幅広く運動・スポーツ全般を対象とする。
- ・年齢・性別・障害の有無、レベルを問わず対象
 - ・特定の運動・スポーツに限定せず対象

2. ガイドラインの構成

すべての関係者が運動・スポーツの現場でそのまま活用できるよう、以下の5分冊にしています。

(1) 運動・スポーツを実施する個人向け**(2) 運動・スポーツの指導者向け**

対象：ナショナルチームの指導者、プロリーグの指導者、実業団の指導者、運動部・サークル活動の指導者、スポーツ少年団の指導者、地域クラブ活動の指導者、民間スポーツジム・クラブの指導者、総合型地域スポーツクラブの指導者、市民向け健康教室の指導者 など

(3) 運動・スポーツに関する大会・イベント等の主催者向け

対象：国際競技大会、トップリーグの試合、学生や社会人の競技大会、市民向けイベント、学校の体育祭・運動会 など

(4) 運動・スポーツ活動の運営者向け

対象：ナショナルチーム、プロリーグ、実業団、運動部・サークル活動、スポーツ少年団、地域クラブ活動、民間スポーツジム・クラブ、総合型地域スポーツクラブ、市民向け運動教室 など

(5) 運動・スポーツ関連施設の設置・管理運営者向け

対象：スタジアム・アリーナ、民間運動・スポーツ施設、公共運動・スポーツ施設、大学等の運動・スポーツ施設、学校体育施設、各種公園等、商業施設の運動・スポーツ施設 など

<本件担当>

スポーツ庁健康スポーツ課

電話：03-5253-4111（内線：2684）

E-Mail：kensport@mext.go.jp